

第12章 中小企業に対する助成等

第1節 中小企業に対する公害防止資金の融資制度等

第1 中小企業公害防止資金特別融資

本府では、中小企業における公害防止資金の円滑な融通を図るため、昭和36年度から中小企業公害防止資金特別融資制度を発足させるとともに、公害規制の動向に対応して、融資条件の緩和、利子補給による利息負担の軽減など本制度の改善を行い、中小企業者が行う公害防止設備の設置・改善、工場移転等の公害防止対策の促進に努めている。

昭和51年度における融資実績は、融資件数231件、融資金額24億4,850万円である。

また、最近5カ年の本制度の融資実績の推移をみると、昭和49年度まで増加の傾向にあったが昭和50年度から減少の傾向を示している(表3-12-1)。

表3-12-1 施設別融資実績の推移

(単位：千円)

施設別 区分	47		48		49		50		51	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ばい煙・ガス・粉じん 処 現 施 設	40	303,200	147	1,424,620	155	1,322,200	102	854,000	73	627,100
汚 水 処 理 施 設	71	830,100	92	960,200	128	1,315,900	112	1,157,900	105	1,094,000
騒音・振動防止施設	43	466,100	52	614,800	57	779,900	57	600,600	48	671,900
産業廃棄物処理施設	—	—	—	—	10	80,500	4	26,800	5	55,500
合 計	154 (41)	159,400 (551,900)	291 (43)	2,999,620 (597,700)	350 (40)	3,498,500 (715,100)	275 (30)	2,639,300 (466,000)	231 (48)	2,448,500 (717,300)

(注) ()内は工場移転に係るものを示す。

第2 中小企業設備近代化資金等の貸付け

昭和51年度における中小企業設備近代化資金貸付け、中小企業合理化機械月賦販売あっ旋及び中小企業高度化資金貸付けのうち公害関係の貸付実績は表3-12-2、表3-12-3及び表3-12-4のとおりである。

表3-12-2 中小企業設備近代化資金貸付実績（昭和51年度）

（単位：千円）

区 分	件 数	金 額
大 気 汚 染 防 止 関 係	9	61,740
水 質 汚 濁 防 止 関 係	22	131,091
騒 音 防 止 関 係	3	25,871
合 計	34	218,702

表3-12-3 中小企業合理化機械月賦販売あつ旋実績（昭和51年度）

（単位：千円）

区 分	件 数	金 額
大 気 汚 染 防 止 関 係	1	550
水 質 汚 濁 防 止 関 係	5	34,075
合 計	6	34,625

表3-12-4 中小企業高度化資金貸付実績（昭和51年度）

（単位：千円）

貸 付 の 種 類	貸 付 対 象	件 数	金 額
共 同 公 害 防 止 資 金	大 気 汚 染 処 理 施 設	1	74,720
工 場 等 集 団 化 資 金	騒音・振動型工場の集団化	3	1,681,615
合 計	計	4	1,756,335

第3 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

魚介類の水銀PCB汚染により経営に被害を受けた鮮魚小売商等の中小企業者に対し、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和48年法律第100号）に基づき、市町村が行う融資措置に係る利子補給事業に対し、昭和51年度において次のとおり補助を行った。

- (1) 対象市町 大阪市ほか21市町
- (2) 対象件数 577件
- (3) 利子補給総額 3,678千円
- (4) 府補助額 3,035千円（うち国庫補助金2,390千円）

第2節 工場の適正配置及び集団化の促進

中小企業の振興と計画的な地域開発を推進し、併せて過密地域に生じている公害問題の除去を図るため、本府では財団法人大阪府中小企業団地開発協会及び公害防止事業団による中小企業団地造成事業を促進している。

昭和51年度におけるこれらの概況は表3-12-5及び表3-12-6のとおりである。

表3-12-5 財団法人大阪府中小企業団地開発協会による団地造成事業
(昭和51年度)

区分	団地名	富田林団地	柏原・羽曳野団地
位置		富田林市若松町、中野町、川面町地区	柏原市円明町、羽曳野市駒ヶ谷地区
開発計画面積		292,800㎡	389,952㎡
総買収面積		341,688㎡	421,510㎡
実施状況		富田林市施行の土地区画整理事業により用地を造成することになっており、昭和51年3月土地区画整理審議会において仮換地の指定を行い、目下、進入路、街路の築造及び整地工事を実施している。	南部地区については、昭和50年10月開発許可を受けたので、直ちに造成工事に着手し、昭和52年6月完成を目標として現在造成中である。なお、当該造成工事と併せて昭和51年2月から分譲募集を行っている。

表3-12-6 公害防止事業団による団地造成事業 (昭和51年度)

事業名	所在地	企業数	面積	総事業費
東大阪地区(弱電)共同利用建物建設事業 (朝日金属事業協)	東大阪市玉串町西1丁目	6	12,132㎡	1,750,000 ^{千円}
大阪地区(金属・塗装)共同利用建物建設事業 (南大阪金属塗装協)	大阪市西成区鶴見橋1丁目	7	6,600	850,000
堺地区共同公害防止施設(染色排水)建設事業 (ジャパインインテリア工業団地協)	堺市築港浜寺西町	11	3,400	550,000

第3節 公害防止技術研修等の実施

第1 公害防止技術者研修の実施

企業に対する公害防止技術の普及を目的として、中小企業者及びその技術者等を対象とする研修を実施した（表3-12-7）。

表3-12-7 公害防止技術者研修の実施状況（昭和51年度）

区 分	期 間	日 数	時 間	受 講 者 数	
長 期	大 気 汚 染 水 質 汚 濁 騒 音・振 動 廃棄物処理等	昭50. 2. 1) 50. 3. 30	37	150	51
	短 期	大 気 汚 染	昭51. 7. 27) 51. 9. 8	14	36.5
水 質 汚 濁		昭51. 7. 27) 51. 9. 14	14	36.5	20
騒 音・振 動		昭51. 7. 27) 51. 9. 9	14	36.5	20

第2 中小企業に対する公害防止技術の指導

府立工業技術研究所及び府立繊維技術研究所においては、府下の中小企業者を対象に公害防止技術についての相談、指導及び実地の巡回技術指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。

昭和51年度におけるこれらの指導件数は表3-12-8のとおりであり、このうち公害防止巡回技術指導については、銅合金鋳物製造業、グラビア印刷業及び染色整理業の業種25企業を対象に実施した。

表3-12-8 公害防止技術相談・指導件数（昭和51年度）

種 別	指導機関	府立工業技術研究所	府立繊維技術研究所
大 気 汚 染 関 係		410	19
水 質 汚 濁 関 係		285	21
騒 音 ・ 振 動 関 係		205	33
産 業 廃 棄 物 関 係		136	—
非 用 水 型 研 究		—	35
そ の 他		7	—
合 計		1,043	108

- (注) 1 非用水型染色加工技術に係る相談については、府立繊維技術研究所において技術開発したものに対する相談、指導であり、特に別項として表示した。
 2 「その他」には、有害物質の性質及びその分析方法、公害関係法令関係の相談等を含む。

第3 中小企業等における公害防止研究事業に対する助成

1 公害防止共同研究事業の推進

中小企業の実情に即した公害防止を促進するため、中小企業が事業協同組合等の組合単位で行う公害防止のための研究事業に対して助成措置を講じ、その推進を図った。

昭和51年度の助成対象組合は、大阪府自動車整備商工組合、関西アルミ再生工業(協)、関西ダイカスト工業(協)、淀川金属工業(協)及び西日本鉛錫再精練(協)の5組合である。

2 財団法人関西産業公害防止センター研究事業の推進

産業公害に関する種々の測定分析や公害防止に関する技術指導等を行うことを目的として設立された財団法人関西産業公害防止センターの行う研究事業の経費の一部について、昭和51年度には次のとおり助成した。

- (1) 助成研究事業 産業廃棄物中の六価クロムの分析に関する研究
- (2) 補助金額 1,000千円

第4 環境計量証明事業関係事務の実施

計量法(昭和26年法律第207号)に基づき、環境計量証明事業の登録促進を図るとともに、関係行政機関、関係団体との連携を密にして環境計測の適正化に努めた。昭

和52年3月31日現在における環境計量証明事業の登録数は90件である(表3-12-9)。

表3-12-9 環境計量証明事業登録数

(昭和52年3月31日現在)

登 録 区 分	登 録 数
濃 度	64
騒 音 レ ベ ル	26
合 計	90

第4節 特定工場における公害防止組織の整備

特定工場における公害防止組織の整備を図ることにより公害の防止に資するため、昭和46年6月10日、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)が施行されたことに伴い、特定工場を設置している者は、昭和47年9月10日以降、当該特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する業務を管理する公害防止管理者、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及びこれらの代理者を選任し、知事又は市町村長に届け出ることが義務付けられた。

府下748特定工場からのこれらの公害防止統括者等の届出状況は表3-12-10のとおりである。

また、これら公害防止管理者等を対象に、同法第12条に規定する公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事等が講ずるよう努めるべき必要な措置の一環として、大阪府公害防止管理者等研修会(第4回)を開催した。

表3-12-10 公害防止統括者等の届出状況

(昭和52年3月31日現在)

種 類		届 出 数	工 場 数	統 括 者 等 本 人	統 括 者 等 代 理 者	
公害防止統括者		605 (245)	605 (245)	605 (245)	607 (241)	
公害防止主任管理者		23 (6)	23 (7)	23 (7)	27 (8)	
公 害 防 止 管 理 者	大 気 関 係	第 1 種	9 (4)	9 (4)	9 (4)	
		第 2 種	70 (42)	70 (42)	65 (37)	
		第 3 種	114 (41)	132 (51)	123 (43)	
		第 4 種	253 (90)	253 (90)	253 (85)	
	水 質 関 係	第 1 種	9 (4)	15 (9)	11 (5)	
		第 2 種	242 (120)	242 (120)	227 (109)	
		第 3 種	25 (7)	29 (7)	28 (6)	
		第 4 種	125 (22)	129 (22)	127 (20)	
	騒音関係		10 (9)	10 (9)	10 (8)	
	粉じん関係		89 (29)	90 (30)	91 (30)	
	計		946 (368)	979 (384)	944 (347)	
	合 計		—	—	1,607 (636)	1,578 (596)

(注) ()内は、市町村長の権限に係るもので内数である。